報　告

イギリスの収容施設訪問に関する報告
――日本の入管収容施設への問題提起として

駒井 知会　弁護士

キーワード：入管収容，入管収容施設，日英比較

2012 年 11 月に，東京弁護士会所属の弁護士を中心とする視察団が，イギリスのヒースロー空港に近い，ヨーロッパ最大規模の入管収容施設「ハーモンズワース入管収容センター」（Harmondsworth Immigration Removal Centre．以下，「センター」という）を訪問した。センター内で視察団が見たものは，日本の入管収容施設で認められるそれとは，あまりに異なっていた。即ち，センターでは，被収容者が携帯電話や電子メールで外部と通信していた。面会スペースは広々としたラウンジで，椅子とテーブルのセットが 20 組程も並んでおり，日本の入管収容施設の面会ブースには用意されている，被収容者と家族ら訪問者を遮るアクリル板も，15 分～ 30 分などという面会制限時間も，そこにはなかった。被収容者は，IT 教室，英会話教室，美術室，音楽室などで，自らのスキルを磨いたり，趣味に没頭する機会を与えられていた。また，センターは，被収容者専用の入院フロアと通院患者用フロアを擁しており，1 年 365 日，欠かさず医師が通ってくるだけでなく，看護師が 24 時間体制で待機していたのである。これらの状況が，日本の収容施設の処遇状況とあまりに大きく異なっていたため，視察団はこの状況をぜひ，日本に広く伝え，以て日本の状況の異常性を炙り出し，日本の状況の改善を求めることを決意した。本稿は，視察団による視察報告である。

1　はじめに：問題の所在

日本においては，年間延べ 40 万名以上の外国籍若しくは無国籍の人間が，収容令書若しくは退去強制令書の法的効果を受けて入管収容施設に収容されている（2012 年の 1 年間で延べ 415,209 人が収容された）[*1]。2012 年 12 月 31 日時点では，計 1,028 名が収容されていた[*2]。これだけの人員の身体拘束を公権力が行う以上，その収容手続・処遇が国際人権法の基準を遵守したものであることが不可欠であることは，言うまでもない。

ところが，現在，日本における入管収容には，問題が多いと言わざるを得ない。入管収容の主要な問題には，大きく分けて 2 点が挙げられる。即ち，①収容自体の適法性若しくは妥当性の問題と，②収容施設内における処遇の問題である（①と②の問題は分かち難く結びついている側面があるが，一応，ここでは別の問題として扱う）。

収容自体の問題（①）には，長期収容の可否，傷病者／未成年者収容の可否，身体解放手段の設置などの類型があり，議論が尽きない。特に，庇護申請者その他の入管手続中の者，訴訟係属中の者が長期収容されているケースが日本においては多く認められるが，彼らが収容生活の中で，自らの難民性を示す証拠，自らに退去強制令書が執行されることの不当性を示す証拠等を収集することは，殆ど不可能に近いほど困難としか言いようがない。退去強制令書による収容に期限はなく，先の見えない恐怖に耐えながら，収容生活を送る被収容者も多く，施設内において，自殺事件・自殺未遂事件も残念ながら数多く報告されている。

また，処遇の問題（②）も極めて深刻である。被収容者の外部関係者との面会・通信手段に課せられる絶対的な制約，傷病を負った被収容者に対する医療の極めて深刻な不備，運動施設・文化施設の不足，障がいを持つ被収容者への配慮の欠如をはじめ，問題性を含む分野は，実に多岐に亘る。

国連の拷問禁止委員会（The Committee against Torture）は，2013 年 5 月 29 日に，日本政府の提出した報告に対する総括所見（concluding observations）を採択し，退去強制令書の効果で「長期間の，幾つかのケースでは無期限の収容が庇護申請者に対して行われていること。また，そのような収容の決定に対する独立の審査が欠如していること」等に，明確な懸念を表明している[*3]。

2010 年 3 月に，9 日間に渡る訪日調査を行った移住者の人権に関する国連の特別報告者ホルヘ・ブスタマンテ氏は，以下のような内容を含むプレスリリースを発表している。即ち，「非正規滞在の移住者に対する収容政策，特に庇護申請者や子どもの親及び子ども自身を含む，非正規滞在の移住者が，場合によっては 2 ～ 3 年にも及び，事実上の無期限収容となる長期収容を受ける全件収容主義など，幾つかの点に懸念を表明する。収容は，厳に必要な場合のみに制限されるべきであり，病気を患う者，未成年者の親などの収容は避けることができるよう，明確な基準を示すべきである。重要な点は，退去強制課程における最大収容期間が定められるべきであり，その期間が満了すれば，外国人は解放されるべきである。更に，収容施設において，移住者に対して適切な医療が提供されておらず，収容施設で発生する人権侵害を監視し，不服の申立てを検討する有効なメカニズムがないことにも深刻な懸念材料である」[*4] と，日本の入管収容の持つ問題点①②の双方について，深い懸念を表明した。

ブスタマンテ氏は，本件調査の報告書（A/HRC/17/33/Add.3）において，「特別報告者の面会した被収容者の多くは，様々な疾病を患っており，中には非常に深刻な疾病にかかっている者もいた。彼らのうち多くの者が，十分な医療を受けられないことについて不満を述べた」（同報告書 51 項）とも記しており，入管収容の処遇問題（②）のうち医療事情の劣悪さを指摘している。

本稿においては，2012 年 11 月に東京弁護士会所属の弁護士を中心とした視察団がイギリスにおける入管収容施設（ハーモンズワース入管収容センター Harmondsworth Immigration Removal Centre）を視察調査した際の成果を紹介しつつ，特に，日本における入管収容の処遇について改めて問題提起するものである。

2　ハーモンズワース入管収容センター（Harmondsworth Immigration Removal Centre）の視察調査

(1)　ハーモンズワース入管収容センターについて

1)　センター概略

ハーモンズワース入管収容センター（以下，単に「センター」という）は，イギリスの玄関口であるヒースロー国際空港の北方徒歩約 20 分の場所に位置する。シェラトンホテルが隣接することをはじめ，センターの周囲にパブや美しい住宅などが並んでおり，人通り・自動車の行き来共に多い場所に立地している [*5]。

センターの収容可能人員（定員）は，成人男性のみ 615 名であり，ヨーロッパ最大規模の入管収容施設となる。センターには，視察時に近い 2012 年 9 月 30 日時点で，592 名が収容されていた [*6]。

写真 1　ハーモンズワース入管収容センター外観

2012.11.12　視察チーム撮影

2)　処遇管理委託先

センターは，米国資本の GEO グループの英国法人（GEO Group UK Limited，以下，「GEO」と呼ぶこととする）が，英国国境庁（UK Border Agency = UKBA）の委託を受けて管理する，民間委託施設である。Centre Manager（所長）も，GEO 社の従業員であった。

3)　センター小史

センターは，2001 年 9 月に開所した。当初の定員は 501 名，Kalyx 社（元 UKDS 社）が 8 年契約で管理を委託された。当初は 4 つのユニットが存在していた。

2006 年 11 月に同施設において大規模な騒擾（施設内の複数箇所における放火に続き，運営側が施設コントロールを一時的に喪失）があって以降，4 つのユニットのうち 2 つが使用不能となり，再建中，定員は 259 名に減少した。

2009 年 6 月以降，GEO グループが管理を委託されるようになり，2010 年 8 月に，5 つの新しい居住ブロックが使用開始され，定員が現在の 615 名になった [*7]。

4)　センターの構造

センターには，被収容者の居住する 6 つのユニット（① Cedar House，② Dove House，③ Ash House，④ Beech House，⑤ Gorse House，⑥ Fir House）の他，⑦ Elm House という 6 部屋の個室房が用意されているブロックが存在する。

①～⑥のうち①②は，2001 年開所時より存在するユニットで，定員は①②で，合計 250 名である。①②の寝室スペースは 2 名用が主であり，廊下沿いに共用トイレとシャワーが用意されている。①②とも，夜間も含めて，寝室に施錠されて拘束されることがない“ホステル＝スタイル（hostel-style）”のユニットである（但し，夜間は，寝室前の廊下と同じ廊下沿いに配されている約 20 部屋に移動範囲が限定される）。

③～⑥は 2010 年 8 月以降に使用開始された新しいユニットで，各 90 名程度が収容されている（③～⑥の定員は 365 名）。③～⑥は①②と異なり，“プリズン＝スタイル（prison-style）”のユニットと呼ばれており，各寝室スペースの扉には覗き窓がついている。午後 10 時～午前 7 時までは，寝室スペースに外から施錠がなされ，各寝室スペース内にトイレと洗面台がある一方，シャワーは，寝室スペースの外に共用のものが用意されている。

⑦は，集団生活から引き離す必要のある被収容者，一時的に監禁する必要のある者のために使用される [*8]。

今回，視察団は，⑥ Fir Unit 内を視察した。本ユニットには，新規入所者が多く居住する他，チャーター機による送還のために集められて送還を待つ者，18 歳未満と思われる被収容者，病棟から移されてきたばかりの者などが収容されている。地階に単独房も存在している。他のユニットと比較してスタッフの数が多いのが特徴である。本ユニットにおける収容期間は，1 ～ 2 晩から数週間と，被収容者によって多様である。独立監視評議会（IMB）は，2011 年の年次報告書において，同ユニットにおける被収容者の多様性・混合を不適切と評している [*9]。

5)　被収容者の内訳

本施設の被収容者の類型別内訳は，概ね以下の通りである [*10]。

ⓐ難民認定における迅速手続（Fast Track process）を受けている者
　＝被収容者の約 40%

ⓑ刑期を終えた元受刑者で送還を待っている者（ex-foreign national prisoners = Ex-FNPs）＝被収容者の約 30% [*11]

ⓒ UKBA が，“在留資格無し”と認める類型の者
　（超過滞在者，不法入国者，難民認定されなかった庇護申請者，就労許可等のビザの条件に反した者等）＝被収容者の約 30%

更に，主要な国別内訳（2011 年 11 月時点）は，以下の通りである [*12]。

パキスタン 89 名，インド 75 名，アフガニスタン 66 名，
バングラデシュ 44 名，ナイジェリア 44 名

⑵　センターの内部視察

以下，視察団が実際に見たセンター内部の様子を，センター所長らから受けた説明等と合わせて詳述する。

1）　被収容者受入スペース

被収容者は入所すると，先ず持ち物を検査されて，インタビューを受ける。調査エリア（Search Area）で持ち物検査が行われる際にリストが作成され，預かり物は，ロックのある部屋に保管される。また，極めて重要なことには，到着から２時間以内に看護師が面会して入所者の健康状態をチェックする。

フロアの隅に小さなキッチンがあった。夜や朝に到着した人たちに対して，軽食（small meal）を供することがあるとのこと。また，待合スペースには，法的サービス（legal services）やその他の支援 NPO の連絡先の記載された多言語パンフレットが置かれており，入所者への配慮が認められた。

なお，護送（escort service）は，GEO ではなく，Reliance 社に委託されているとのことであった。

2）　被収容者の居住スペース（Fir Unit）

前述の通り，視察団は，新規の入所者が多く居住する「Fir Unit」を視察した。

⒜　共用スペース

中央部に階段があって，両サイドに，個別スペース（２人１部屋の設計）が並ぶ。このユニットだけで 92 名の被収容者がいるとの説明を受ける。

共用スペースの１階に温かい食事（ホットミール）を供するコーナーがあり，１日３食の温かい食事が被収容者に提供される。被収容者は，同コーナーに自分の食事を自分で取りに行き，寝室スペース等に持ち帰り，それぞれ食事を摂ることができる。

cf.　朝食＝８：00 ～ ９：00
　　昼食＝ 12：30 ～ 13：30
　　夕食＝ 18：00 ～ 19：00

ビリヤードやサッカーゲームなどのレクリエーション設備が認められた。壁には，個室スペース（２人１部屋）への扉が並んでいた。

共用スペースには何台かの大型テレビも配されており，被収容者がケーブルテレビを視聴していた。

共用スペースにおいて，最も視察団を驚かせたのは，複数のパソコンが設置され，被収容者らが操作していたことであった。６ユニット全てにインターネットを利用できる環境が整えられており，被収容者は，インターネットを通じて，自らの家族，知人，弁護士らとメールで連絡を取り合い，或いは自分で出身国情報を調査することが出来るのであった。これらの光景は，日本では，現状，決して認められないものである。

写真２　共用スペース①

レクリエーション設備が並ぶ。
注）以後，特に断りのない限り，写真は全てセンターより提供を受けたものである。

写真３　共用スペース②

大型テレビが何台も置かれていた。

写真４　共用スペース③

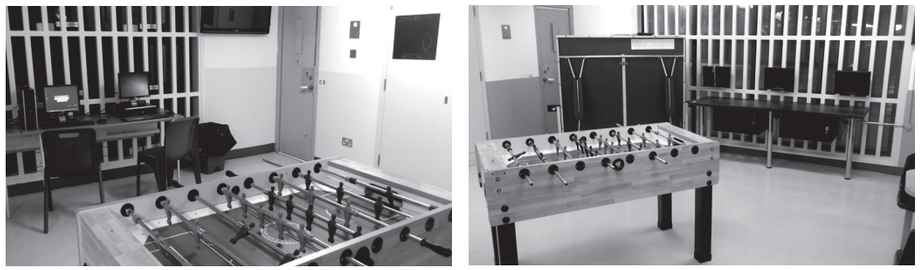

インターネットにつながったパソコンも置かれていた。

(b) **個別スペース**

2人で1部屋を利用していた。2人分の机，椅子，ベッドと棚などが備えられており，トイレとテレビは個別スペースに1つあった。シャワーは，共用スペースに用意されている。日本においては，1部屋に6～10名程度が共同生活を強いられるため，被収容者のストレスが高まる傾向にあるところ，こちらの施設の住空間は，その意味でも好対照をなしていた。

写真5　個別スペース

窓から陽射しが差し込む。

特筆すべきは，個別スペースの窓から，外の様子が見え，陽差しが差し込む点である。視察団が見た個別スペースの窓からは，施設の建物の他，施設外の林も見えた。日本の入管施設は，東京入国管理局，西日本入国管理センターなどで，個別スペースの窓から外の景色を見ることが出来るにもかかわらず，一部の施設（東日本入国管理センター等）の窓には，未だにフィルムが貼られ，被収容者が自室から空や外界を仰ぐ機会を奪っており，イギリスの施設の状況とも顕著な差異を見せている

3)　被収容者の日常生活をサポートする施設・設備

(a)　**売店**（KIOSK）

飲料水，スナック類，洗面用具（クリーム類），洗剤，タバコなどが購入可能である。但し，アルコールは購入できない。

(b)　**理髪室**

1日に2～3時間だが毎日営業しており，原則無料だが，カラー（染髪）は有料（£2）。

(c)　**洗濯室**（ラウンドリー）

毎日使用可能。上述の売店で洗剤を購入するなどして自分で服の洗濯を行う。

写真6　売店

写真7　理髪室

(d)　**サイバールーム**（cyber room）

オープンスペースのテレビの脇などに設置されたものの他，専用のパソコンルームが存在していた。利用可能時間は7：00～21：00，予約不要で，被収容者たちはパソコン操作を行うことができる。

写真8　廊下の壁画

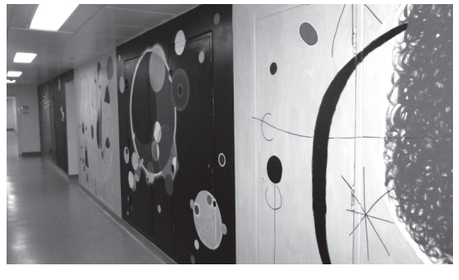

施設内の多くの壁に，絵が描かれており，学校の内部であるかのような明るい雰囲気を醸し出していた。

(e)　**運動施設**

ⓐ　2ユニット用のcourt yard（中庭）

バスケットコート1面程度の広さで，頭上にネットや金網などが無い。

日本の入管施設では，グラウンドの上にネットや金網が張られている場所が存在する。

ⓑ　ジム

本格的なトレーニングマシンが並び，ベンチプレス用の台とダンベルも多数用意されていた。

日本の施設においては，かようなジム設備は存在しない。被収容者の強い要望に応えて，竿とタンクを組み合わせた手製のダンベルが使用を許可されている程度が現状である。

写真9　ジム

(f) 文化活動施設

視察団は，センター内で被収容者が文化活動を営む美術室，音楽室，英会話教室，コンピューター教室，図書室などを続けて視察したが，日本にこれらの施設が皆無であるだけに，いちいち驚きの声を上げずにはいられなかった。

ⓐ 美術室（アート教室）

美術教師が配されて，被収容者を指導している。絵画，面（マスク），動物のオブジェ，モザイク画，ビーズ細工，粘土細工など，被収容者の作品が多数展示されており，視察時にも，3～4名の被収容者が，絵を描いたり木工細工をするなどしていた。

刑務所の受刑者や入管収容施設内の被収容者の作品のコンペ（Koestler Awards）が毎年開催されており，センターの被収容者も出品している。センター内でコンペが開催されることもある（優勝賞金100ポンド程度）。

はさみ，ナイフ等も，許可のもとに使用可能である。はさみ類は，壁に備え付けのケース内に保管され，ロックされていた。チェーンでその場にくくりつけられている物もあった。但し，チェーンを外しても，必要な範囲で美術の先生に許可を受けて使うことはできている模様であった。

ⓑ 音楽室

ギター，パーカッション，ドラムセット，キーボード，カラオケセット等が用意されており，被収容者が音楽を楽しむことが出来る。バンドを組んでいる被収容者もいるとのことであった。

写真10　美術室

写真11　音楽室

ⓒ 英会話教室

ESOL（English for Speakers of Other Language, 母語としてではなく英語を習う人のための英語）習得クラスが開講されており，2名の講師が担当している。チラシなどを刷って，受講生増加を図っていた。

ⓓ コンピューター教室

インストラクターにより，被収容者に対して，ICT（Information Communication Technologies）教育がなされていた。被収容者の収容期間に合わせて，1～2ヶ月間で資格を取れるように工夫されており，更にコース期間を短縮して実施することもある。

同室に設置されている15～16台のパソコンは，技術習得目的以外での利用も許されており，被収容者は，自由にメールの送受信やHPの閲覧を行い，無料でプリントアウトも出来た。

ⓔ 図書室

1日3時間まで利用可能，多言語の書物を備えている。重要な点は，この図書室で，庇護申請者を含む被収容者が，法律書や，それぞれの出身国情報へのアクセスが可能であるという点である（但し，最新情報を揃えるようにとの勧告が視察委員会HMIPからなされている）。

漫画等のレクリエーション目的の書物，DVDなども揃っており，被収容者は，DVDを借り出して個別スペースで視聴できる。

図書室にも，法律家協会や支援NGOの連絡先等を書いた掲示，パンフレット等が用意されていた。

(g) 医療施設

センターにおける医療施設の人的・物的充実ぶりも，日本のそれを知る視察団にとっては，大きな驚きであった。英国においては，被収容者の健康確保は，身体拘束を行っている施設の当然の責任であり，入管収容施設の視察を定期的に行っている王立刑事施設等視察委員会は，被収容者の健康の促進すら目標に掲げて，施設側に達成を求めている。

前述の通り，日本の入管収容施設において，医療の不備が指摘されて久しいが，英国から学ぶことが特に大きい分野といえる。

ⓐ 通院患者用の医療フロア

医師診察室・歯科医診察室・薬局・レントゲン室があり，General Practitioner（GP）が土日も含めて1年365日，診察室に詰める（但し，土日は午前中の3時間のみ）。GPは，イギリスの医師制度においてプライマリケアを担当する家庭医である。

視察時点で，GEOが，GP Practiceというを派遣する組織（GPサービスセンター）と契約を結んで，GPのチームから毎日，ハーモンズワースにGPを派遣するように手配していた（専属の医師が施設に雇用されているわけではない）。GP Practiceは，24時間対応で，病人

写真 12　英会話教室

写真 13　コンピューター教室

写真 14　図書室

写真 15　入院患者用の医療フロア

が出た際には電話対応もする。手術等もこの組織で対応する。たとえば，土曜日の午前中 3 時間は手術が可能な時間である等と，決まっている。

ⓑ　入院患者用の医療フロア

医療フロアは，入院患者用のフロアとは別フロアが用意されていた。6 ベッドの病室が 2 つ用意されている。個室も 2 部屋あった。

医師（General Practitioner）は，上述の通り，年間通じて毎日診療に訪れ，入院患者の治療に当たる。

ナースステーションには，看護師が 24 時間体制で施設に常駐する。精神科専門の看護師も常駐する。

表 1　医療費用全般の負担について

- 外部医療の費用は全額，NHS（National Health Service，国民健康サービス）が負担する（保健省による国費負担）。金の流れは「国（NHS，保健省）→外部医療機関」となる。
- 内部医療（施設内医療）に関しては，従来，医療費全額を GEO が負担してきたが，2013 年からは，内部医療の費用についても，NHS でカバーすることとなった。即ち，金の流れが「国（UKBA）→ GEO → GP Practice」であったものが，「国（NHS，保健省）→ GP Practice」となる。
- 基本的に，在留を許可されていない外国人は NHS に入れないのであるが，被収容者については NHS でカバーする*。
- 被収容者の医療を NHS でカバーすることについては，世論及びメディアによる反発もあるが，裁判所と政府が，人権保障を掲げてシステムを維持し強化している**。

注）＊は，2012 年 11 月 12 日，視察団が Henney 氏から聴取した内容，＊＊は，2013 年 4 月 16 日，視察団がイギリスの法廷弁護士 Kezia Tobin 氏から聴取した内容である。

(h)　福利厚生オフィス（Welfare Office：法的サービスの提供等）

毎週 3 日（火水木）に，GEO と契約している法律事務所から弁護士が来て，被収容者は相談室で法律相談を受けることができる。弁護士は，被収容者の入管手続の相談のほか，被収容者の抱える一般法律相談にも応じる（被収容者が所有する土地の問題など）。法律相談室は狭いが，アクリル板はない（日本の少年鑑別所における面会室を少し狭くしたイメージ）。法律相談の際の通訳は，備え付けの電話を通じて行う。BIGWORD という通訳会社と GEO が契約している。通訳費用は被収容者が負担する必要が無い。ほぼあらゆる言語に対応可能である。

相談室内に，ヨーロッパ人権裁判所（ECHR）の連絡先を示す張り紙もある。ECHR への申立書のフォームも含めた，多様な手続の申請書を用意しており，被収容者に渡している。各種申請書の書き方は，被収容者から選ばれる（wing）buddy（バディ）が，被収容者に教える。バディは，お金をもらって，新規被収容者らをサポートする役割を果たしている（被収容者による施設内での就労については後述）。

日本においては，各地の弁護士会･弁護士会連合会が入管収容施設と協力して，弁護士派遣，施設内法律相談会等の仕組みを構築しつつあるが，未だ整備の途上にある。

(i)　礼拝・宗教活動のためのスペース（faith rooms）

イスラム教，キリスト教，シーク教と仏教（但し後者 2 つは共用）等の祈りのスペースが確保されている。

被収容者の宗教活動をマネージする職員のチームがあり，被収容者の宗教面でのケアに従事している。同チーム所属の職員がそれぞれ多様な宗教的背景を有しており，きめ細やかな配慮ができるように期している。外部の同じ文化的宗教的背景をもった人たちに被収容者がコンタクトを取れるようにアレンジする役割も果たしている。

視察日の翌日，施設内にて Diwari という，シーク教徒とヒンドゥー教徒の「光の祭り」を開催するとのことであった。施設内で，年間通して様々な祭り・宗教儀式を行う。祈りを行うだけでなく，ミュージックコンサートなども行う。アート教室の被収容者の作品の展示も行う。

(j)　一般面会スペース（面会ラウンジ）

面会前のチェック（面会人受付）では，被収容者との面会を希望する訪問者に対して，事前に厳重なチェックがなされていた。面会人 1 人 1 人につき，パスポート等で本人確認を行い，住所も確認される。顔写真を撮影され，右人差し指の指紋（バイオメトリックス認証とのこと）を取られる。バイオメトリックス認証は，火

写真 16　一般面会スペース

壁には，ロンドンの名所が影絵で描かれている。

事などの事故が起きたときに備えての照合用と説明を受けた。なお，このような個人情報にかかるデータは，1日の終わりには消去するとのことである（但し，繰り返し面会に訪れる者で，煩瑣な手続を省略したい者については，同データを削除せずに保存することもある）[*13]。

1年365日，14時～21時に面会可能である。フルタイムの仕事をしている面会人（被収容者の家族ら）に配慮がなされている。約20のテーブルセットが並んでおり，混み合っていなければ，時間無制限で面会することができる。ここには，日本の入管収容施設におけるような，面会人と被収容者を隔てるアクリル板は皆無である。面会は，子ども達も自由にできる。面会スペースの一角に，子供たちが遊ぶスペースもある。

面会ラウンジの出入り口にゲートが用意されており，監視カメラを置くなどの監視体制で対応している。

面会ラウンジにて，直接，被収容者に対して物の差入れを行うことは禁止されている。施設の出入口付近に差入れボックスがあって，そこに差入希望物品を入れておくと，検査を経て，早ければ翌日には，被収容者に届く仕組みである。

薬物の受け渡しを行う懸念の高い者，以前に問題を起こした者などは，例外的にアクリル板越しに面会する（closed visitation）。但し，その際も，立会人はつけない[*14]。

(k) 外部アクセス（通信手段）について

被収容者は，備え付けのパソコンでインターネットを使うことができる。また，原則1人1台の携帯電話を施設から貸し出されて，利用している。

イギリスの入管収容施設においては，このような通信手段の分野（及び面会方法）における技術の進歩によって，収容施設内の緊張感が大幅に減じたという[*15]。

これら外部との通信手段の確保が，被収容者の精神的ストレスを劇的に軽減する効果を有することに，疑う余地はない。また，庇護申請を行い，あるいは特別な事情ゆえの在留を求める被収容者が，自らの主張を裏付ける資料をインターネットで探して印刷することができる環境を整備することは，即ち，彼らの基本的人権を保護することに直結している。

しかし，現状，かような配慮が，日本の入管収容施設では全く認められない。

ⓐ インターネットの利用

既に述べた通り，共用スペース，サイバールーム（コンピューター室），コンピューター教室で使用可能である。メールの送受信を行うことができるため，被収容者は，家族や知人，弁護士らと自由に双方向の連絡を取ることができる。

また，被収容者は，出身国情報を含む各種の情報をネットで入手し，無料でプリントアウトをすることができる。そのため，庇護申請者は，自らの難民性を立証する証拠をある程度自分で収集することも出来る。

但し，フェイスブック等のSNSの利用とユーチューブの視聴は，禁止されており，アクセスが禁止されているサイトには，ファイヤーウォールが張られてネットワークが制御されているとのことであった。また，被収容者による全てのインターネットアクセスは，ログイン情報・視聴したサイトを施設側でチェックすることが出来るようになっている[*16]。

ⓑ 携帯電話の利用

被収容者は，センターから貸与された携帯電話で外部と通話することを認められていた。1日24時間，外部との通信が可能である。通信料は，施設側が負担する。携帯電話のカメラ機能は使用できず，同様にインターネット機能を使用することもできない。

(l) 有償の仕事について

センター内には，約120の仕事があり，そのうちの相当数が，被収容者によって担われている。清掃等の他，入所したての被収容者をサポートするバディという役割の仕事もある（前述）。但し，時給は£1～1.75程度であるが，被収容者に仕事を与えることは，センターにとっての経費節減効果に加えて，被収容者にとって，その毎日に張りを生み，人間らしさを維持する効果があると考えられる。

(m) 職員が被収容者の不満や要望を汲み取り，協議する場について

センター内においては，被収容者の代表者とGEO職員・UKBA職員らが，定期的に処遇等について協議をする場が設けられている。かかる協議には，①ユニットごとに行われるウィークリー・ミーティング（週1度）と，②ユニット横断型のマンスリー・ミーティング（月1度）があり，定期的にセンター側が被収容者の不満や要望を汲み取る体制が構築されている。

その他，③personal officer scheme（個別職員対応スキーム）を用意することで，センターは，被収容者1人ひとりの不満や要望に耳を傾ける努力をしている[*17]。即ち，1人の被収容者に1人の職員を担当させて，週に1度はミーティングを行い，被収容者の個別の懸念事項を話し合う機会を設けている。

更に，所長のメールアドレスを，全ての被収容者に周知させて，所長が直接，被収容者の要望や不満を吸い上げることが出来るようにもしている。

これらのミーティングや，個別職員対応スキーム等が機能しているため，被収容者の様子が非常に落ち着いてきたとのことである[*18]。

3 むすび

日本の入管収容施設に収容されている者の類型と，イギリスのそれに大きな差異は存在しない。彼らは，庇護申請者であり，或いは超過滞在者若しくは不法入国者等であり，その一部は様々な事情により退去を拒んでいる。

にもかかわらず，何故，処遇ひとつとっても，これだけの差異が生じるのか。

①強力な視察機関の存在，②ヨーロッパ人権裁判所の存在などに，その理由を求めることは出来

ようが，結局は，被収容者に対して「尊厳」をもって遇することが出来るかという意識の問題が大きいと考える。

センターの所長（当時）であったHenney氏は，以下のように述べた。「殆どの人は，尊厳をもって処遇すれば，尊厳をもって返してくれる。被収容者と職員の間に信頼関係があるので，出来るだけノーマライゼーションの精神でやっている。ポジティブな関係性を，被収容者と職員の間で築き上げることが重要だ。」

被収容者を「尊厳ある人」として認めることは，「被収容者の人生の時間を無駄にしない」との発想を生み，その発想は，被収容者が，「将来，英国か祖国かのどちらかの社会で有為の人物となってほしい」との施策と結びつく。

被収容者に文化的施設を用意し，その教育を促進する姿勢は，ここから生まれる。「被収容者は1日13時間の自由時間を持っている。この時間を何か目的をもって過ごさなければならない。応用可能な技術を与えれば，被収容者が（将来）イギリス社会に出た後も，また，送還された先でも，人生の役に立つ。その先の社会に役立つ人材になってほしい。…何もしないでだらだらと過ごして，場合によっては問題が生じやすくなるよりは，何かに集中させて，目的意識を持って過ごさせる方が良いという，政策的な意味合いもある」と，Henney氏は視察団に対して述べた。

日本の入管収容に携わる者に決定的に欠如しているものこそ，この感覚である。

特に，医療体制の充実，通信手段と情報収集手段の確保，面会方法への配慮，外景の展望，被収容者と施設側の意見交換の機会などの点につき，日本の入管収容は，イギリスのそれと比較すると，あまりに貧弱であると評価せざるを得ない。

「被収容者」も自らと同じ人であるという当たり前の認識さえ持つことが出来れば，現状の速やかな改善こそ急務であると感じざるを得ないはずである。

そのために予算が必要であれば，それを確保すべきである。本来，その経済規模からしても，イギリスに出来ることが日本に出来ない理由はない。しかし，仮に予算を確保できないのであれば，収容の切迫した必要性の無い被収容者の身柄を直ちに解放し，被収容者の数を，最低でも人道的に収容出来る人数にまで減少させるべきなのである。

国際的に批判を受けている日本の入管収容施設が，イギリスとの比較によってより明確に炙り出された以上，処遇の改善と収容自体の回避の両面において，日本の現状を改善する方策・道筋を編み出し，具体的なロードマップとして示すことこそ，我々の採るべき次の一歩である。

*1　統計局HP内「2012年出入国管理統計」（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001111140&disp=Other&requestSender=dsearch，2014年2月1日アクセス）
*2　1と同様。
*3　CAT/C/JPN/CO/2，9項(a)
*4　http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2805/?lang=en（2014年2月1日現在，国際連合広報センター〈United Nations Information Centre〉HPより）
*5　住所は，Colnbrook-by-pass Harmondsworth West Drayton UB7 0HB，UK
*6　英国国境庁（United Kingdom Border Agency，UKBA）統計より。
*7　Her Majesty's Inspectorate of Prisons, 2012, "Report on an unannounced full follow-up inspection of Harmondsworth Immigration Removal Centre 14 - 25 November 2011"（http://www.justice.gov.uk/downloads/publications/inspectorate-reports/hmipris/immigration-removal-centre-inspections/harmondsworth/harmondsworth-2011.pdf，2013年11月9日現在。以下，「HMIP report 2011」という）p. 7，*Guardian*紙の報道等。
*8　以上，HMIP report 2011 p. 7及び，Independent Monitoring Board, 2013, "Harmondsworth Immigration Removal Centre Annual Report 2012" p. 3。（http://www.justice.gov.uk/downloads/publications/corporate-reports/imb/annual-reports-2012/harmondsworth-2012.pdf，2013年11月9日現在。なお，以下，後者のレポートを「IMB report 2011」と呼ぶこととする）。
*9　IMB report 2011, p. 20
*10　IMB report 2012, p. 3
*11　"刑務所＝スタイル（prison style）"のユニットが使用開始された2010年に，ⓑの割合は20％前後から30％強に上昇した。
*12　HMIP report 2011 pp. 92-94
*13　2012/11/12，視察団がHenney氏から聴取した内容。
*14　2012/11/12，視察団がHenney氏から聴取した内容。
*15　2012/11/12，視察団がHenney氏から聴取した内容。
*16　2013年5月に，視察団がセンターの所長（当時）のHenney氏にメールで再質問した際に，同氏が回答した内容である。
*17　2012/11/12，視察団がHenney氏から聴取した内容。
*18　2012/11/12，視察団がHenney氏から聴取した内容。

Report on the Visit to Immigration Removal Centre:

Raising Questions on Immigration Detention Institutions in Japan

KOMAI Chie

Attorney at law

Key Words: immigration detention, immigration removal centre, comparison between UK and Japan

In November 2011, attorneys at law belonging to Tokyo Bar Association and other members visited Harmondsrowth Immigration Removal Centre close to Heathrow Airport UK, which detains one of the biggest numbers of people in Europe. What the visiting members saw in the Centre was totally different from what you see in Japanese immigration detention institutions. There in the Centre the visiting members saw detainees make contact with people outside of the Centre with mobile phones and internet. Detainees can meet visitors at a comfortable lounge without any acrylic boards and limitation of time. Detainees can even brush up their skills at English conversation class, art class and IT training class and enjoy playing various instruments at a music room. The medical facilities are also excellent. There doctors treat detainees everyday and nurses stay at the Centre 24-hour a day. This report shows details on what the visiting members saw and heard at the Immigration Removal Centre in the United Kingdom and gives you a hint on the direction Japanese immigration detention institutions has to learn. Japanese Immigration Bureau has to improve the way to treat detainees at least or immediately release them in order to catch up with international standard.

報　告

日中はやがて労働力争奪時代に突入する

モー　バンフ
莫　邦富　作家・ジャーナリスト

キーワード：外国人研修生問題，中国人技能実習生，中国の外国人労働力の輸入問題

15年以上も追ってきた日本の外国人研修生問題に対して，ジャーナリストとしてそれを追い続ける私の意欲が次第に低下した。

いまや最多と見られる中国人技能実習生はやがて激減するだろうと私が見ているからだ。海外に中国人労働者，とくに日本に労働者を送るという現象はあと数年，長くても10年以内に見られなくなるだろうというのが私の見方だ。もちろん，外国人技能実習生関連の人権救済事件はこれからもまだまだいろいろと出てくるだろう。ただ，こと中国人技能実習生に限っては，これから減る方向へ動くだろうと思う。なぜかというと，中国ではむしろもう一つの問題が次第に喫緊のものとなってきたからだ。労働者不足問題だ。

私の関心も中国人労働者の海外輸出とでも言える中国人研修生問題から，やがて訪れてくるだろうと思われる中国の外国人労働力の輸入問題へと傾いていく。

今回の原稿の提出は遅れに遅れた。仕事に追われ，なかなか落ち着いて長い原稿を書く時間がない。それはもちろん理由の一つだ。しかし，主な理由はむしろこの原稿を書こうという意欲がなかなか湧いてこなかった。外国人研修生問題に対する日本政府と産業界の態度や方針に完全に諦め感が出た，という一面も言うまでもなくある。だが，より根本的な原因がそこにあるとは私自身でも思わない。

ジャーナリストとして，自分の追うテーマ（あるいは書くテーマと言ってもいい）は時代の流れの最前線のものに限定しようとしている。最前線，最深部をキーワードにこれまでの仕事をしてきたつもりだ。誰よりも先に時代の流れの最前線に起きたことを取り上げ，できるだけ深く掘り下げることが自分自身に課したテーマだ。そして，それを自負したい。

自画自賛になるかもしれないが，その意味では，1998年から追い続けてきた外国人研修生問題はまさにその最前線に起きた問題をできるだけ深く掘り下げて報道しようとする私のジャーナリストの姿勢を映し出したものである。

1998年の夏，東京の台所ともいわれる漁港・銚子に私はすべての関心を注いでいた。そこで働